

## 第5章 基本的な考え方と主な施策の方向性

### (1) 基本的な考え方

「消費者行政推進計画」において、各年齢層に応じた相談者への対応や、若年者・高齢者など、消費者被害の拡大が見込まれる年齢層の消費者被害の未然防止、社会のデジタル化やSDGsなどの社会経済環境の変化による課題に的確に対応するため、2つの本市の基本的な考え方を整理します。

- ① これまでの施策を着実に進め、消費生活の安定と消費者の自立を促進するためには、引き続き、消費者行政施策に取り組む必要があることから、条例に基づく基本理念及び7つの施策の柱は、継続する。
- ② これまでの取組及び消費者を取り巻く社会経済環境の変化、本市の現状、国の動向を踏まえた課題への対応を整理し、次の3つを主な施策の方向性とする。

### (2) 主な施策の方向性

めざすべき姿である「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことのできる社会」を実現するため、次の3つの主な施策の方向性を設定し、取組内容の充実を図り、「消費者行政推進計画」における施策に反映します。

<p><b>① 若年者から高齢者までのライフステージに応じた消費者教育の推進</b>  <b>&lt;第4章 (1) (2) (3) (4) への対応&gt;</b></p>
<p>若年者から高齢者までのライフステージに応じた消費者教育を推進することにより、消費者トラブルを未然に防止し、安全・安心な消費生活の確保を図る。</p>
<p><b>② 消費生活相談機能の更なる充実</b>  <b>&lt;第4章 (1) (2) (3) (4) への対応&gt;</b></p>
<p>年々複雑化する消費者トラブルに適切かつ迅速に対応すべく、相談機能の更なる充実と利用者の利便性の向上を図る。</p>
<p><b>③ SDGsに貢献する消費者等を育てる消費者教育の推進</b>  <b>&lt;第4章 (5) への対応&gt;</b></p>
<p>持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指し、消費生活におけるSDGsの実現のため、エシカル消費等SDGsに貢献する消費者等への普及啓発を実施する。</p>